

令和3年 2月 吉日

お取引先様 各位

阪 国 電 機 株 式 会 社
代表取締役 社長 柿木 浩

「緊急事態宣言」延長による対応について

政府より「緊急事態宣言」の延長が2月2日正式に発表がありました。(栃木県除外)
当社の対応といたしまして、これまで本社及び東日本営業所を在宅勤務とさせていただいておりましたが、宣言の延長を受け、在宅勤務の期間延長を判断いたしました。
引き続き1名は出社いたしますので、電話対応・FAX 対応受付可能ですが遅れが生じる可能性があります。

勤務体制の実施期間を、3月15日(月)まで延長させていただきます。
政府より「解除・延長など」の指示が出た場合には、それに従う予定となります。
ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解ご了承の程よろしく願いいたします。

敬具

【記】

- | | |
|----------|--|
| 1. 対象営業所 | 本社及び東日本営業所 |
| 2. 実施期間 | 1月18日(月)～3月15日(月)
※実施期間は状況により変更の可能性があります。 |
| 3. 対応方法 | テレワーク(在宅勤務)
※各営業所各1名出勤にて |

以上